

A L P S 処理水の海洋放出中止を求める意見書

2021年4月、政府は、東京電力福島第一原発敷地内に貯留しているALPS処理水を海洋放出により処分することを決定した。また、2023年1月に行われたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、具体的な海洋放出の時期を2023年の春から夏頃と見込み、安全確保や風評対策などに関する行動計画を改定した。

この間、地元福島県漁連をはじめ、国内外から懸念や批判の声が出される中、東京電力は放水トンネルなどの設備工事をほぼ完了させ、原子力規制委員会がこれらの性能を確認する最終的な検査を実施するなど、着々と既成事実化を進めてきた。

この一連の動きは、2015年に政府と東電が福島県漁連と合意した「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、ALPS処理水は敷地内のタンクに貯留する」との内容に反するものである。

海洋放出を巡っては、福島県漁連のほか、福島県内の多くの自治体議会や隣接する宮城県議会でも「放出反対」や「陸上保管の継続」を求める意見書などが採択されており、まさに地元や関係者の「理解」も「合意」も得られていない状況と言える。

ALPS 処理水の処分方法については、地元や関係者の理解を得ず、原発敷地内から海洋放出されているが、当面は陸上保管を継続し、トリチウムの分離や放射能濃度の低減など技術開発による根本的な解決策や、福島やその周辺自治体のみを負担を強いることのない処分方法の検討を徹底的かつ具体的に進めつつ、国民的議論を経た上で処分方法を決定すべきである。

よって、町田市議会は、政府に対して、東日本大震災と東電福島第一原発事故の被災者に寄り添う想いと住民自治を尊重する立場で、下記を求める。

記

- 一、海洋放出について、福島第一原発事故の原点に立ち返り、地元をはじめとする国民的理解と合意のないALPS処理水の海洋放出を中止すること。
- 一、ALPS処理水の陸上保管や、より高精度な放射性核種分離技術の開発、地下水流入を防ぐ広域遮水壁の建設の検討などをし、国民や国際社会とともに課題解決に向けた活動を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。